

—令和7年度—

応急小口資金貸付案内

一時的な資金の調達に

災害、病気、出産、転居など応急に必要なとする資金に
お困りの方に、その費用を一定期間無利子でお貸しします。
(貸付には審査があります)

大田区福祉部福祉管理課援護係

Tel 5744－1245(直通)

Fax 5744－1520

1 貸付申込み資格

- (1) 申込みをする日の3か月前から引き続き大田区内に住所があること
- (2) 世帯の総所得金額（所得合計額）が下記基準以下であること

世帯人員	総所得金額	世帯人員	総所得金額
1人	2,383,128円	4人	6,022,254円
2人	4,031,898円	5人	6,430,296円
3人	5,068,866円	6人	6,637,188円

（7人以上の場合は、1人増すごとに688,878円を加えます。）

- (3) 申込みをする日現在、生活保護を受けていないこと
- (4) 他から貸付を受けることができないこと
- (5) 収入があり、返済が確実であること
- (6) 特別区民税・都民税、家賃等に滞納がないこと
- (7) 現在この資金の貸付を受けていないこと、またはこの資金の連帯保証人となっていないこと

※ 申込みは生計中心者（世帯の中で収入が一番多い方）とし、ご本人の来庁が必要となります。

2 貸付理由（応急かつ下記に該当するもの）

- (1) 火災などの災害や盗難等により、自己所有の住宅または家財に被害を受けた場合
- (2) 本人または同居の親族が、病気やケガの治療などの費用にお困りの場合
（療養期間が3か月を越えないものに限る）
- (3) 本人または同居の親族の結婚・出産・区内の転居・進学（入学金）、または同居の親族の葬祭（別居の場合は二親等まで）などの費用にお困りの場合
- (4) 本人または同居の親族が、交通事故により被害を受け、医療費などにお困りの場合
- (5) 本人または同居の親族が、三親等内の親族の冠婚葬祭等に関する国内旅行費用にお困りの場合
- (6) その他、補装具等の日常生活必需品の購入または補修費用など、お困りの理由が貸付理由に該当すると認められる場合

3 貸付額

一世帯18万円以内。ただし区長が特に認めた場合（貸付理由の(1)、(2)、(3)、(4)の場合）は、45万円以内。なお、10万円を越える場合は、連帯保証人が1人必要となります。

4 返済方法

- (1) 返済は、貸付を受けた月の翌々月から開始となります。
 - (2) 返済方法は月賦返済とし、毎月末日に指定の口座から引落しによる返済となります。
 - (3) 返済期限は ①18万円以内 20か月以内
②18万円を超え、45万円以内 36か月以内
- ただし、いつでも繰り上げて返済ができます。

5 利子、延滞金等

返済期限内は無利子となります。ただし返済期限までに全額返済できないときは、残っている元金に対し年利10.95%の延滞金が加算されます。

また、滞納者については、借受人、連帯保証人に対し電話や文書による督促を行います。督促にもかかわらず、誠意が見られない場合には民事訴訟法に基づく法的措置をとることがあります。

6 連帯保証人の要件（10万円を超える場合は、連帯保証人が1人必要となります。）

- (1) 申込みの日の1年前から引き続き東京都、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬または山梨県に住所のある方
- (2) 保証能力が十分あること（住民税が課税され滞納がない方）
- (3) 現在この資金の貸付を受けていないこと、またはこの資金の連帯保証人となっていないこと
- (4) 申込人の世帯と同じ生計でないこと

※ 連帯保証人へは、電話等で確認をとらせていただきます。

7 必要なもの

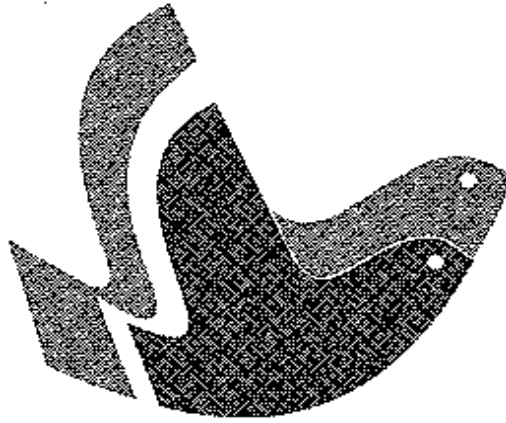
- 本人
- (1) 貸付申込書・借用証書（窓口での相談のなかでお渡しします。）
 - (2) 本籍地・続柄の記載のある世帯全員の住民票
 - (3) 実印
 - (4) 印鑑登録証明書
 - (5) 借りる方の本人確認ができるもの（免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
 - (6) 家屋の賃貸契約書と直近3か月分の家賃の領収書（自己所有の住宅にお住まいの方は、固定資産税の領収書）
 - (7) 直近3か月の収入のわかる書類（給与明細書・収入証明書・帳簿等）
 - (8) 資金の使いみちを証明できる資料（見積書・請求書・領収書等）
- ※転居費用の場合は、転居後1か月以内に新居の賃貸契約書を添付して、住所等変更届を提出していただきます。
- (9) 【審査後、資金借受時】金融機関受付印押印済の口座振替依頼書（お客様控）
 - (10) 【審査後、資金借受時】収入印紙
- （貸付額10万円以内は200円、10万円を超えるものは400円）
- ※この他にも書類の提出をお願いする場合があります。

- 連帯保証人
- (1) 貸付申込書・借用証書・誓約書（窓口での相談のなかでお渡しします。）
 - (2) 本籍地・続柄の記載のある世帯全員の住民票
 - (3) 実印
 - (4) 印鑑登録証明書
 - (5) 住民税納税証明書、課税証明書
- ※この他にも書類の提出をお願いする場合があります。

◎ 資金を借受けるには審査があります。審査の結果、お貸しできない場合があります。

詳しくは担当までお問い合わせください。

平和のシンボルマーク



(注)

(借受人の届出事項)

- 1 借受人（本人死亡の場合は、相続人）は、次の①～③に該当するときは遅滞なく区長に届け出なければならない。
 - ① 借受人又は連帯保証人が住所を変更したとき。
 - ② 借受人又は連帯保証人が氏名を変更したとき。
 - ③ 借受人又は連帯保証人が死亡したとき。

(連帯保証人の債務)

- 2 連帯保証人は借受人と連帯して、債務履行を負うこと。したがって、連帯保証人は借受人が債務を履行しない場合は、元金・延滞金の責任義務を負う。

(一時償還)

- 3 区長は、借受人が次の各号に該当すると認めたときは、償還方法の規定にかかわらず、借受人に対し、期限を付して貸付金の全部または一部の一時償還を命ずることができる。
 - ① いつわりの申込みその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
 - ② 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。
 - ③ 貸付金の償還を怠ったとき。

大田区福祉部福祉管理課援護係（本庁舎8階 24番窓口）

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

電話 5744-1245(直通)